

障がいのある人の日常生活を応援します

市では、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな生活支援を行っています。



【問】障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-4919 FAX92-5544

病院にかかるときの費用の一部助成

●精神通院医療費

対象 精神障がいのある人
内容 通院治療費の原則1割自己負担
(所得により負担上限あり)

●更生医療費

対象 身体障害者手帳を所持している人
内容 障がいの更生のための治療費、手術費の原則1割自己負担(所得により負担上限あり)

●育成医療費(申請窓口は障がい福祉課のみ)

対象 18歳未満で身体に障がいや病気があり、放置すると障がいが残る可能性があるが、手術等の治療で生活能力の改善が期待できる人
内容 治療費の原則1割自己負担
(所得により負担上限あり)

●タクシー利用料金

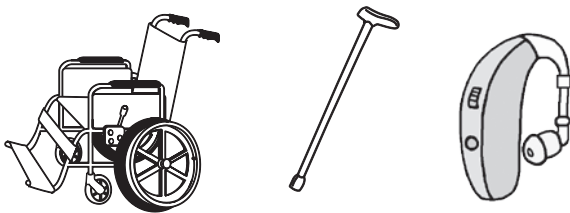
対象 身体障害者手帳3級以上、視覚障害4級または下肢障害4級以上、療育手帳④・A、精神保健福祉手帳2級以上を所持している人
内容 通院や機能回復訓練施設に通所した場合、タクシー料金の半額を助成(1カ月上限6,000円)
※ただし、自動車税、軽自動車税の減免を受けている人は対象外です。

●歯科治療施設通院のための交通費

対象 身体障害者手帳(肢体不自由)1級・2級、療育手帳④・Aを所持している人
内容 歯科治療のために、自宅から20km以上の距離のある歯科治療施設に通院した場合、月2回まで交通費を助成(1回1,000円)

補装具の製作費・修理費の助成

対象 身体障害者手帳を所持している人、難病患者等
種類 盲人用安全杖、義肢、車いす、補聴器など
内容 原則1割負担
(所得により負担上限あり)



日常生活用具購入費の助成

対象 身体障害者手帳、療育手帳を所持している人または難病患者等
種類 入浴補助用具、拡大読書器、情報受信装置、特殊寝台、ストマ用装具など
内容 原則1割負担
(所得により負担上限あり)

手話通訳者等の派遣

対象 聴覚障害、音声・言語機能に障がいのある人
内容 病院や学校、各種相談に行くときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣
費用 無料